

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年10月1日～2029年9月30日

2. 目標と取組内容・実施時期

<目標>

- ・女性労働者の平均勤続年数を、現在の4年より1年以上伸ばす。(男性労働者：8.7年)
- ・女性の管理職のための学位(学士等)取得制度を構築し、女性の管理職を増やす。

<実施時期・取組内容>

- 2024年12月～ 学位(学士等)取得のための制度の構築をする。
- 2025年4月～ 正社員登用制度の基準をさらに明確化する。
- 2025年7月～ 年次有給休暇を取得推進する取り組みを実施する。